

第5部 その他災害応急対策

第1章 原子力災害応急対策

第1節 広域一時滞在の受入れ

1 基本方針

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。府は関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

この際、市では、滋賀県高島市から避難者の受入れを想定している。

2 前提となる被害想定

(1) 対象とする原子力施設

前提とする原子力災害の想定は、福井県嶺南地域に立地する次の原子力施設での事故災害とする。

〈福井県嶺南地域に立地する原子力施設〉

事業者名	施設名	所在地	設備番号	炉型
関西電力株式会社	美浜発電所	福井県美浜町丹生	1号	加圧水型軽水炉 (PWR)
			2号	同上
			3号	同上
	高浜発電所	福井県高浜町田ノ浦	1号	加圧水型軽水炉 (PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	大飯発電所	福井県おおい町大島	1号	加圧水型軽水炉 (PWR)
			2号	同上
			3号	同上
			4号	同上
	日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	福井県敦賀市明神町	1号
2号				加圧水型軽水炉 (PWR)
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	福井県敦賀市白木	—	高速増殖炉 (FBR)
	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市明神町	—	新型転換炉 (ATR)

(2) 災害の想定

原子力災害については、どの施設で事故が発生するか、どの程度の放射性物質が環境中に放出されるか、放出された放射性物質が事故時の気象条件や地形の影響でどの範囲に拡散するか等、様々な場合が考えられるため、事前の想定が困難である。このため、原子力災害対策指針では、(1)の原子力施設から概ね30km圏をUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）と定め、事前の対策を講じておくこととしている。

3 避難対象地域

(1) 避難対象地域とその人口

関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するにあたり、関西広域連合では、カウンターパート方式により支援することとし、カウンターパートを設定している。

府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でUPZと定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受け入れるものとし、受入体制を整備する。

なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受け入れる。

〈関西圏における避難対象地域とその人口（令和3年4月1日現在）〉

府県名	市町名	避難対象人口 (概数)	カウンターパート設定
福井県 (5市町)	敦賀市	64,548人	兵庫県・奈良県
	小浜市	28,814人	
	高浜町	10,132人	
	おおい町	8,143人	
	若狭町	14,338人	
	計	125,975人	
滋賀県 (2市)	長浜市	24,436人	大阪府・和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
	高島市	27,354人	
	計	51,790人	
京都府 (7市町)	福知山市	426人	兵庫県・徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)
	舞鶴市	79,743人	
	綾部市	7,717人	
	宮津市	17,185人	
	南丹市	3,351人	
	京丹波町	2,740人	
	伊根町	1,370人	
	計	112,532人	
3府県(14市町)計		290,297人	

4 府の広域避難の受入れ

(1) 滋賀県からの要請

滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、府に対して避難の受入れを要請する。

(2) 府の受入れ

滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、府は府内の各市町村の協力を得て、次のとおり受け入れる。

〈避難元《滋賀県》・避難先《大阪府》マッチング割当〉

滋賀県 避難元市	避難元地域 (合併前旧町村)	マッチング割当		避難先				
		避難元地域(自治会区)		地域	市町村			
長浜市	旧湖北町(一部) 旧西浅井町	《旧湖北町(一部)》		大阪市	大阪市			
		《旧西浅井町》						
	旧木之本町	木之本, 廣瀬, 黒田, 田部, 千田, 西山, 田居, 北布施, 赤尾		泉北	堺市			
		金居原, 杉野, 杉本, 音羽						
		大見, 川合, 古橋, 石道, 木之本小山						
		大音						
		飯浦, 山梨子						
		高月						
		馬上						
	旧高月町	高野, 柏原, 渡岸寺, 落川, 森本, 宇根, 東阿閉, 熊野, 高月東高田, 西物部		中河内	八尾市			
		持寺, 洞戸, 保延寺, 雨森						
		井口, 高月尾山						
		東柳野, 柳野中, 高月西野, 片山						
		唐川, 横山, 東物部						
		磯野						
西阿閉								
西柳野								
高月布施								
重則, 松尾								
旧余呉町		坂口, 下余呉, 中之郷				南河内	富田林市	
	下丹生, 上丹生, 摺墨, 菅並							
	余呉東野							
	八戸, 川並							
	国安, 池原, 小谷							
	文室, 今市, 新堂							
	椿坂							
	柳ヶ瀬, 中河内							
	高島市	旧朽木村 旧安曇川町 旧新旭町	《旧朽木村》		大阪市			大阪市
			《旧安曇川町》					
《旧新旭町》								
旧マキノ町 旧今津町		マ: 海津1~3区, 西浜区, 中庄区, 大沼区, グリーンレイク町内会, 新保区, 湖西平自治会		豊能	豊中市			
		マ: 山中区, 下区, 浦区, 小荒路区, 野口区						
		マ: 蛭口区, 辻区, 森西区, 沢区, 箱館第2リッチランド町内会						
		マ: マキノマロンガーデン, マキノグランデ自治会						
		マ: 在原区						
		マ: 大字白谷, 白谷長寿苑町内会, 寺久保区, 石庭区, 上開田区, 下開田区, 知内区, 高木浜2丁目, 牧野区, マキノ駅西自治会, 高木浜1丁目						
		今: 松陽台区, 南浜区, 中浜区, 北浜区, 途中谷, 椋川区						
		今: 酒波区, 北深清水区, 平ヶ崎区, 望みの郷自治会, 桂区, 北仰区, 新田区, 南深清水区, 三谷区, 構区						
		今: 伊井区, 北林区, 北仰東自治会						
		今: 大供区						
		今: 栄区, 東区						
		今: 弘川区, 湖西ニュータウン自治会, 武末区, 今津井/口区, 川尻区, 浜分区, 角川区, 中/町区, 杉沢区, 保坂区, 杉山区, 今津社区, 天増川区						
		今: 南新保区, 市ヶ崎区, 新保寺区, カームタウン区, 東新町区						
		今: 天神区, 今津中野区, 宮西区						
		今: 蘭生区, 梅原区, 下弘部区, 梅原団地自治会, 大床区						
		今: 岸脇区, 上弘部区						
		今: 西区						
						三島	吹田市	
		北河内	守口市					
		交野市						

※マ: 旧マキノ町の地域、今: 旧今津町の地域

第1部 総則

第2部 災害予防対策

第3部 風水害応急対策

第4部 地震災害応急対策

第5部 その他災害応急対策

第6部 災害復旧・復興対策

(3) 市の受入れ

市は、被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、具体的な方法に関する協議を行う。市は協議結果を踏まえ、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2章 その他災害応急対策

第1節 市街地火災等応急対策

1 警戒活動

火災が発生するおそれのある場合は、警戒活動を実施するとともに、火災発生状況の早期把握に努める。

(1) 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

(2) 火災警報

市長は、消防法第22条第3項に基づき、知事から火災気象通報を受けた場合又は火災の予防上危険であると認める場合は、必要に応じて火災警報を発令する。

(3) 火災発生状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、監視カメラ等を通じて火災発生状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

(4) 市民への周知

防災行政無線、広報車等を利用し、消防団、自主防災組織などの住民組織と連携して、注意を促すため市民に警報を周知する。周知にあたっては、要配慮高齢者・障害者等に配慮する。

2 市街地火災

(1) 災害発生状況の把握

監視カメラ等を通じて火災状況の早期把握、関係機関への情報伝達に努める。

(2) 消火活動

初動体制を確立し、火災態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し消火活動を実施する。また、延焼動態から、避難者に火災危険のおそれがある場合は、延焼阻止線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

3 林野火災

林野における大規模な火災が発生した場合には、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

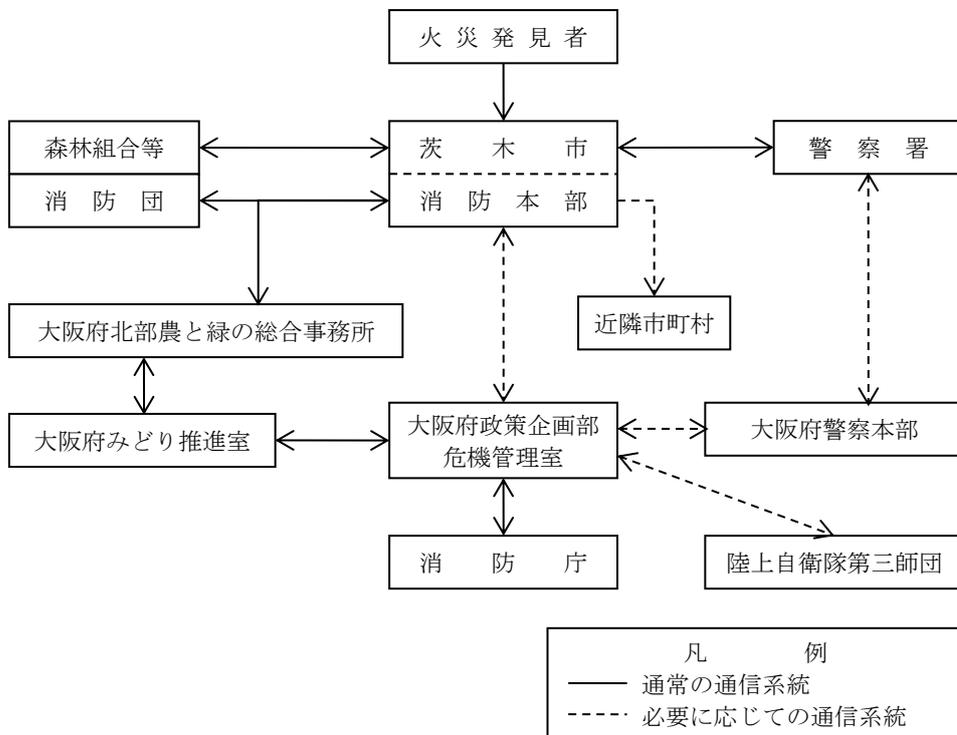
(1) 火災通報等

ア 通報基準

(ア) 火災の規模等が以下の通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後新たな情報を入手のつど報告する。

- a 焼損面積10ha以上と推定される場合
- b 空中消火を要請又は実施した場合
- c 住家等へ延焼するおそれがある等、社会的に影響度が高い場合

イ 伝達経路



(2) 活動体制

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

ア 現地指揮本部の設置

(ア) 林野火災発生が通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府警察等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。

(イ) 火災の規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。

(ウ) 火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣接市町村等への応援出動準備の要請を行う。

イ 現地対策本部の設置

- (ア) 隣接市町等に応援要請を行った場合、現地対策本部を設置する。
- (イ) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- (ウ) 警戒区域、交通規制区域の指定
- (エ) 空中消火の要請又は知事への依頼
- (オ) 消防庁に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する派遣要請についての検討

ウ 林野火災対策本部の設置

- (ア) 知事に対する広域航空消防応援又は自衛隊派遣要請の依頼
- (イ) 受入れ準備

第2節 高層建築物災害応急対策

市は、高層建築物の災害に対処するため、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。

なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、府警察等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社（都市ガスの場合）又は一般社団法人大阪府LPガス協会が指定する通報事業所（LPガスの場合）が行う。

イ 大阪ガスネットワーク株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社に連絡する。

- (7) ガスの供給開始

遮断後のガスの供給再開は、現場最高指揮者に連絡の上、大阪ガスネットワーク株式会社が行う。

2 火災等

市消防は災害の状況に応じ、次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

第3節 危険物等災害応急対策

市は、施設管理者及び関係機関と連携し、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を少なくし、周辺住民に対する危害防止を図る。

1 危険物災害応急対策

危険物災害が発生した場合、施設の管理責任者と密接な連携を図りながら、必要な応急対策を実施する。

- (1) 施設の管理責任者と密接な連絡を図るとともに、安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を実施する。
- (2) 関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて実施するよう指導する。
 - ア 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - イ 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - ウ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立
- (3) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2 高圧ガス災害応急対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を実施する。

3 火薬類災害応急対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、関係機関と密接な連絡を図り、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の必要な緊急措置を実施する。

4 毒物・劇物災害応急対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

5 管理化学物質災害応急対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を実施するよう指示する。

6 放射線災害応急対策

放射性同位元素に関わる施設及び陸上輸送される放射性物質の安全確保の観点から、放射線災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に市民の安全確保対策を実施する。

放射性同位元素に関わる災害が発生した場合は、関係機関、放射性同位元素に関わる施設の設置者等は、相互に協力して適切な措置を実施する。

第4節 大規模交通災害応急対策

市は、関係機関と協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を実施する。

1 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は次のとおりである。

- (1) 航空機墜落事故
- (2) 旅客列車の衝突転覆事故
- (3) 大規模な自動車事故

2 応急対策

大規模交通災害が発生した場合、関係機関と協力のうえ、応急対策を実施する。

(1) 連絡体制

ア 施設管理者からの通報

施設管理者は、119番通報等によって市消防へ大規模交通災害の発生を連絡する。

イ 関係機関への連絡

市域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに府に報告のうえ、府警察（茨木警察署）及び関係機関に連絡する。

(2) 応急対策の実施

ア 災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

イ 現地災害対策本部の設置

必要に応じて現地災害対策本部を現地又は適当な場所に設置する。現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

ウ 応急対策活動

必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、市民の生命・身体の安全確保、災害の拡大防止に努める。

また、府をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

エ 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

第5節 その他突発災害応急対策

本章においては、大規模火災、危険物等災害、大規模交通災害を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に実施することができるよう定めているが、その他にも大規模な食中毒など不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係各部及び関係機関は災害の態様に応じ、「第3部 風水害 応急対策」、「第4部 地震災害 応急対策」を準用して、被害情報の収集・伝達、避難、災害広報、消火・救助、応急医療、被害の拡大防止対策、応援要請等の応急対策を実施する。